

公 示 日 : 2024 年 4 月 3 日 (水)

調達管理番号 : 24a00178

国 名 : モロッコ

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名 : モロッコ国ダム貯水池のための総合土砂管理プロジェクト詳細  
計画策定調査 (流域総合土砂管理/ダム貯水池堆砂対策)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 流域総合土砂管理/ダム貯水池堆砂対策
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 5 月中旬から 2024 年 7 月下旬
- (2) 業務人月 : 合計 1.20
- (3) 業務日数 : 

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	21 日	5 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2024 年 4 月 17 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024年4月26日（金）までに個別通知
- ◇ 提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	流域総合土砂管理／ダム貯水池堆砂対策に係る各種調査
対象国及び類似地域	モロッコ及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

モロッコは乾燥地域及び半乾燥地域に属し、冬季に雨季となる地中海性気候であり、季節によって降雨量の差が大きく夏季の降雨量が非常に少ない。また、地域間でも降雨量に大きな差があり、降雨量の多い北部や中部の山脈地帯では 800 mm/年程度の降雨量があるものの、東部および南部は降水が非常に少なく 200 mm/年以下の降雨量となっている。近年は、気候変動による影響で降雨量が減少しており、2050 年には降水量が現在と比較して 20%程度減少すると予測されており (Nationally Determined Contribution to the UNFCCC、2016 年)、水資源賦存量の減少に直面しているとされる。このような背景から、モロッコ政府は 2020 年に「国家水プログラム 2020-2050 年」及びその中の優先プログラムとして「飲料水・灌漑用水供給にかかる国家プログラム」(Framework agreement for the implementation of the 2020-2027 National Program for drinking and irrigation

water supply) を策定し、その中の 5 つの大きな課題の一つとして水資源供給能力の向上を掲げている。

モロッコでは、年間約 140 億 m<sup>3</sup>/年の水が使用されており、ダム貯水（約 52 億 m<sup>3</sup>/年）と地下水（約 50 億 m<sup>3</sup>/年）が主な水資源となっている（国家水プログラム 2020-2050 年、2020 年）。モロッコは季節によって降雨量の差が大きいため、渇水期においても水供給を確保するためにダム貯水が重要な役割を担っているが、鉄砲水による土壌浸食を主な原因とするダムへの堆砂が深刻な問題となっている。水資源開発・管理の担当省庁である設備・水利省（Ministry of Equipment and Water、以下「MEW」という。）によると、ダム堆砂によって既に約 10%の貯水容量が失われ、現在も毎年約 75 百万 m<sup>3</sup> の貯水容量が堆砂により失われており、ダムによっては 80%近くの貯水容量が堆砂により失われているとされる。2050 年には全貯水容量の 25%がダム堆砂によって失われると想定されており、ダム堆砂は水資源供給能力の向上において大きな課題となっている。

MEW はダム堆砂問題への対策として、一部のダムで掘削・浚渫・嵩上げ等の対策に取り組んでいる。一方で、根本的な課題である水資源供給能力の向上という視点から、地下水も含む他水源の活用やダム下流側での節水等の堆砂対策以外の代替案との比較検討ができておらず、費用対効果の観点でのダム堆砂対策の検討や、ダム堆砂対策以外の解決策について不透明なため、JICA は 2021～2022 年に「モロッコ国ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査」を実施し、特にダム堆砂が深刻な流域を対象に調査を実施した。上記の調査の結果、ダム堆砂対策によって貯水池の容量を回復するだけでなく、ダム上下流域における土砂生産・流出状況のモニタリング、流域保全、土砂生産・流出抑制、貯水池への土砂流入抑制などを含めた総合土砂対策が必要であることが分かった。このような背景から、モロッコ政府より同対策のための開発計画調査型技術協力の要請がなされた。

本詳細計画策定調査では、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容、実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の趣旨・目的・制度及び手続き等を十分に把握の上、調査団員として参団予定の JICA 職員等と協力しつつ、流域総合土砂管理／ダム貯水池堆砂対策に関するデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、担当分野に係る調査報告書（案）を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2024 年 5 月中旬～2024 年 5 月下旬）

- ① モロッコ側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」を理解する。
- ② 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況及び調査を確認し、以下のレビューを行う。
  - ア) 実施機関・関連機関等の水資源・流域土砂管理に係る政策・計画状況
  - イ) 実施機関・関連機関等の水資源・流域土砂管理に関する他開発パートナーを含む既往、計画中の関連案件
  - ウ) 実施機関・関連機関等の組織体制（組織図含む）、部署別人数、各人の専門分野、業務経験等
  - エ) モロッコ国でダム堆砂が深刻な流域における土砂管理に係る課題（実施機関・関連機関及び住民の役割・関係性・所掌業務及びコンフリクト含む）
- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討し、モロッコ側関係機関（C/P 機関等）や他開発パートナー（世界銀行等）等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ JICA による対処方針（案）の作成に協力する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務（2024 年 6 月上旬～2024 年 6 月下旬）

- ① JICA モロッコ事務所等との打合せに参加する。
- ② モロッコ側関係機関や他開発パートナー（世界銀行等）等との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。担当分野に関する説明資料作成を行う。モロッコ側等からの意見について、流域総合土砂管理／ダム貯水池堆砂対策の観点からコメントし、論理的

な結論が見出せるよう支援する。また、担当分野の観点から、他分野の団員と協力し、議事録（和文）を作成する。

- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状把握と整理を行う。その際に、準備業務でレビューした以下の最新情報・資料を把握する。
  - ア) 水資源・流域土砂管理に係る行政組織、法制度、政策、計画の情報
  - イ) 対象流域における水資源・総合土砂管理に係る各開発パートナーの支援実績・内容
  - ウ) 実施機関・関連機関等の組織体制（組織図含む）、部署別人数、各人の専門分野、業務経験等
  - エ) モロッコ国でダム堆砂が深刻な流域における土砂管理に係る課題（実施機関・関連機関及び住民の役割・関係性・所掌業務及びコンフリクト含む）
- ④ 候補となる対象流域（Moulouya 流域及び Oum Er-Rbia 流域を想定）を訪問し、現況を調査し、課題を分析する。以下を含む、総合土砂管理の検討に必要な情報を収集する。
  - ア) ダムの管理状況
  - イ) ダム貯水池の堆砂の現状とこれまでの経年変化
  - ウ) ダム貯水池の堆砂による水資源・水利用への影響
  - エ) ダム貯水池堆砂対策の計画及びその実施状況
  - オ) ダム上流域の土砂生産・流出状況のモニタリングの計画及びその実施状況
  - カ) ダム上流域の土砂生産・流出抑制対策の計画及びその実施状況
  - キ) ダム貯水池への土砂流入抑制対策の計画及びその実施状況
- ⑤ 上記の対象流域候補の現地調査結果を踏まえ、現地業務の中盤までに、他団員と共に対象流域（案）及び総合土砂管理のパイロット活動候補（案）を選定する。なお、本プロジェクトでは、対象流域において、総合土砂管理計画の策定およびパイロット活動等の実施を想定している。
- ⑥ 調査結果に基づき、担当分野に係る本事業の協力枠組み（案）の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に関し、本事業で想定される現地再委託（水文・流砂水文調査、堆砂モニタリングなど）による作業（案）の特定及び現地再委託の TOR 検討並びに現地コンサルタントに関する情報収集（組織規模、技術者数、

保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）を行う。

- ⑧ 担当分野に関する先方政府説明資料作成を行う。また、担当分野について協議議事録（Minutes of Meeting、以下「M/M」という。）（案）（英語）及び JICA とモロッコ実施機関が締結する協力合意文書（Record of Discussions。以下「R/D」という。）（案）（英語）を他分野の団員とともに検討する。特に各成果と活動内容に必要な流域総合土砂管理／ダム貯水池堆砂対策の観点をコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑨ 実施機関に対する R/D（案）を含む M/M（案）への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑩ 担当分野に係る現地調査結果を JICA モロッコ事務所等に報告する。

### （3）整理業務（2024年6月下旬～2024年7月下旬）

- ① 事業事前評価表案（和文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ② 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析等から、リスク管理チェックシート（案）に必要な担当分野に係る情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### ① 業務完了報告書（和文3部）

2024年7月26日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン 2023年10月（2024年4月追記版）」（以下同じ）の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

・ 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

## 10. 特記事項

### （１） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は2024年6月2日～6月22日を予定しています。

JICAの調査団員は2024年6月12日～6月22日を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 団長（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 流域総合土砂管理／ダム貯水池堆砂対策（本コンサルタント）

エ) 環境社会配慮／流域環境管理（JICAが別途契約するコンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICAモロッコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり（予約のみ）

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：あり

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

### （２） 参考資料



① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、gegwt@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

・モロッコ「ダム貯水池のための総合土砂管理プロジェクト」案件概要表

・「モロッコ国ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査」ファイナル・レポート（貸与資料）

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica. go. jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特

に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上